

クローバー運営委員会では、この間の成年後見制度を取り巻く現状の変化等を踏まえ、認定成年後見人養成研修のプログラムおよびシラバスを改訂しました。今号では改定の概要を、次号では詳細について2回連載でお伝えいたします。また、認定成年後見人ネットワーク「クローバー」設立に深く関わられた、クローバー運営委員会助言者である今村氏からのご寄稿もお届けいたします。

## 「認定成年後見人養成研修プログラムおよびシラバス改訂について～第1回～」

山口 雅弘／クローバー運営委員会委員（静岡県支部）

現在、認定成年後見人養成研修(以下、養成研修)は4日間のカリキュラムで構成され、「認定成年後見人等として活動できるようになること」を目指しています。前半2日間は「課題別研修」として位置づけられ、養成研修の受講要件を満たさない構成員や非構成員も受講可能です。また、聴講制度が始まったことで登録者のスポット的な参加も可能になるなど、参加者が多様化し、研修に対するニーズも多様化してきました。特に、近年「本人情報シート」作成にかかわるなど、これまで以上に現場で成年後見制度の利用支援、権利支援にかかわる機会が増えたことで、「受任はできないが成年後見制度のことを知りたい」という構成員のニーズが高まっています。さらに、ソーシャルワーカーが行う後見人等の意義や、意思決定支援と代理決定の整理、後見人等としての具体的対応力の獲得などを、もう少し掘り下げて学ぶ必要があるのではないかという意見もありました。

このような議論を受け、クローバー運営委員会では養成研修のカリキュラム改訂に取り組みました。改訂案では4日間の研修を一括りの研修とせず、前半2日間は「入門編」、後半2日間は「応用・実務編」としました。

「入門編」は課題別研修として実施、広く門戸を開いて誰でも参加できる研修としています。「制度のことを知りたい」「申し立て支援のことを知りたい」等のニーズに応え、現場の支援に必要な知識の獲得や権利擁護の視点、意思決定支援のプロセスを学ぶことができます。

「応用・実務編」では認定成年後見人を目指す受講者を対象とし、成年後見人等の義務と権限、実際の受任の流れや留意点、ソーシャルワークと成年後見制度等についての理解を深めることができます。

「入門編」「応用・実務編」ともに聴講制度を利用しての参加が可能です。今年度は研修開催が不確定な状況ですが、クローバー登録者の皆さまにも新しくなった研修カリキュラムをご確認いただければと思います。

次号では、改訂されたプログラムおよびシラバスの詳細についてお伝えいたします。

## 「認定成年後見人ネットワーク『クローバー』の活動を振り返りながら…」

今村 浩司／クローバー運営委員会助言者（福岡県支部）

2000（平成12）年4月に成年後見制度がスタートして、早や20年が経過しました。私事ですが、2006（平成18）年4月に、活動を共にしている仲間の弁護士、司法書士や、地元の社会福祉協議会と協力して、「有限責任中間法人（現在は一般社団法人）北九州成年後見センター」を立ち上げました。成年後見制度の運用に関して、法律職と福祉職との協働や、組織的な対応という、新しいシステムの導入の展開を図りました。今では、受任件数や専任の職員数も増え続け、クローバー運営委員のA氏がセンター次長として中核の活動を担われています。そのようなことがあって、専門職としてシステムの構築の必要性を切実に感じ、2007（平成19）年に開催された、社団法人日本精神保健福祉士協会（当時）の成年後見人養成モデル研修に参加しました。その時に、企画立案運営等々のご準備を下さったのが、現クローバー運営委員や担当役員のB氏やC氏やD氏だったと記憶しています。また、その時の受講生で、今後の成年後見の在り方について、この研修期間中、毎晩のように研修会場近くの24時間営業のファミレスで、朝まで熱い意見を交わしたのが、現クローバー運営委員のE氏でした。たくさんの方々のご理解とお力添えや出会いによって、認定成年後見人ネットワーク「クローバー」（以下、クローバー）の設立や、2009（平成21）年の第1号の受任者の誕生に至ったものだと思います。

クローバー設立までの経緯は、ウェブサイトには詳細が掲載されていますので、是非ご一読頂きたいと思うのですが、その経緯に「自己決定を尊重する精神保健福祉士と、本人の代理で判断や決定を行う成年後見人の特徴は相反するものであり、事業実施には慎重であるべき」という意見と「精神障害者本人の権利を擁護し、その自己決定を最大限に尊重しつつ関わる成年後見人には、精神保健福祉士の専門的力量的活用が求められている」という意見があり、とあります。このことの議論を各場面において、非常に丁寧に積み重ねてきたことは、今でも心に刻んでおかなければならないとても重要なことだと認識しています。

なんだか経緯の羅列やら、ノスタルジーに浸ってしまうやら、とりとめのない内容になってしまいましたが、振り返ってみますと、改めて関係各位のご理解とご協力があった、このクローバーの活動は大きく前進してきたものと感じています。微力ではありましたが、クローバー運営委員会の初代委員長を仰せつかり、立ち上げの以前から上記のたくさんの方々の関係者の方々のお蔭であるということ、いつも忘れずに思っています。

これからも、古き良き時代を現代社会にどのように活かしていくか、という活動を「パッション」と「スピリッツ」を持ち続けて、もう少し続けようかと思っています。もちろん、原点回帰を忘れずに、です！

## 認定成年後見人ネットワーク クローバー 登録・受任・活動状況

### 1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2020年5月31日登録者 **224名**

ブロック	人数	都道府県支部内(※)
北海道ブロック	7	北海道7
東北ブロック	14	青森1、岩手2、宮城5、秋田1、山形2、福島3
関東・甲信越ブロック	93	栃木3、群馬1、埼玉16、千葉9、東京40、神奈川17、山梨4、長野3
東海・北陸ブロック	25	岐阜3、静岡8、愛知13、三重1
近畿ブロック	19	京都2、大阪6、兵庫8、和歌山3
中国ブロック	12	鳥取1、島根1、岡山4、広島4、山口2
四国ブロック	10	徳島2、愛媛6、高知2
九州・沖縄ブロック	44	福岡18、長崎3、熊本8、大分3、宮崎1、鹿児島2、沖縄9

※登録者の所属支部で算出。勤務先(勤務先なしの場合は自宅住所)が所在する都道府県。

### 2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況 (2020年5月31日現在)

家庭裁判所等からの受任相談件数 **338件**

※クローバー開始時(2009年度)からの総数

内、正式受任 192件	
受任中 137件	受任終了 55件
北海道2、岩手県1、宮城6、山形1、埼玉6、千葉1、東京46、神奈川8、山梨1、長野1、岐阜1、静岡3、愛知2、大阪3、鳥取1、山口1、愛媛1、福岡23、熊本20、宮崎1、鹿児島3、沖縄5	北海道2、宮城1、東京21、神奈川5、静岡2、愛知1、大阪1、鳥取1、愛媛1、福岡15、熊本5、
内、受任前調整中 9件	
東京1、愛知1、家裁外7	
内、受任不可・依頼取り下げ 137件	

※受任案件の取扱家庭裁判所の都道府県で算出。

### 3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況 (2020年3月1日～2020年5月31日)

4/13 2020年度第1回埼玉県クローバー登録者の集い(中止)

5/15 2020年度第1回東京都クローバー登録者の集い(中止)

## ～ご挨拶～ クローバー事務局 吉川 優子さん/埼玉県支部



会員の皆さま、クローバー登録者の皆さま、初めまして。今年の上月1月から、「クローバー」事務局で週1日勤務することになりました、吉川優子と申します。

現在は、さいたま市で個人事務所を開設し、成年後見人等としての活動や、依存症からの回復施設で当事者の回復をサポートしています。その他には、看護学校で非常勤講師をしています。

以前は医療機関に勤務していましたが、もっと依存症の回復プロセスに関わりたいという思いがだんだん大きくなり、退職して個人事務所を立ち上げました。個人で活動し、依存症の方々と関わる中で、成年後見制度の必要性を感じる事が多々あり、認定成年後見人ネットワーク「クローバー」の活動を知ることになりました。

当事者の方と関わっている中で、成年後見制度が必要ではないかを感じる場面があります。しかし、依存症からの回復には「依存対象を手放して、自分で自分の生き方を変えていく」というプロセスがあるので、成年後見制度が本当にこの方の人生において最善の選択なのか、本当に必要なサポートは何なのか、を支援者とともに考える日々です。

事務局の勤務ではまだまだ力不足ですが、精一杯尽力してまいります。

皆さま、どうぞよろしく願いいたします。



### 編集後記

「with コロナ」という新生活を求められ時間が経ちました。ソーシャルディスタンスを意識し、後見活動に影響ある方もいらっしゃるのではないのでしょうか？ そういった時こそ『つながり』を思い出し、「他の人はどんな活動をしているのだろうか？」と連絡を取り合ってみて下さい。現在、どんな形で『クローバーの集い』も行えるか模索中です。ご意見のある方は、是非、メーリングリスト等にご連絡下さい！

(毛塚 和英)